

6月7日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました請願第2号について、6月21日に開催した委員会の審査結果を報告します。

請願第2号「75歳以上医療費窓口負担2割化撤回を求める請願」について、年金が収入の大半を占める高齢者は、現役世代の収入の半分以下にすぎない状況で、疾病を多く抱えている。原則1割負担でも、収入に対する負担割合は、十分に高く窓口負担の2割導入は、不公平な状態をさらに拡大する。現役世代の保険料負担の軽減額は、1人当たり年間350円、月額で30円である。と紹介議員から説明がありました。

質疑はなく、反対討論として、1つは、今回の法改正で、現役世代は700億円から800億円の負担軽減になる。2つは、医療費制度改革関連法案には、未就学児の保険料を半額とし、半額は公費負担、育児休業中の社会保険料の免除、傷病手当金の支給期間の通算化、任意継続被保険者制度の改革等があることを評価する。令和3年3月議会定例会で表題が同じ意見書に賛成をしたが、背景・内容が異なる点と国の法として成立したことを尊重する立場で反対するとのことでした。

賛成討論として、75歳以上の医療費窓口負担を増やすことにより、受診抑制に繋がることが一番懸念される。糖尿病などを治療中の方が、受診抑制で重症化し合併症を引き起こすことを厚生労働省も発表しており、逆行した法案に矛盾がある。高齢者の一定の所得といっても、貯金の有無や持病、疾病の種類で負担も変わってくる。後期高齢者医療制度の国庫負担を、2008年から2018年までで約5千億円削減してきたことが問題である。現役世代の負担軽減というが、高齢者の負担増からではなく、国庫負担を元に戻すことが必要である。よって、撤回を求める請願に賛成するとのことでした。

その後、採決を行いその結果、請願第2号について、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。